

住まい探しの相談は、 あんしん住まいの日野

「あんしん住まいの日野」ってなんだろう？

今の家賃では生活が苦しくなってきたひの太さん、
住まいを探しているのですが…

ひの太
アパートが
なかなか見つからないなあ…

ひの太さんは、「あんしん住まいの日野」の相談を
受けることにしました。

生活が苦しいんです。
〇〇あたりに安くてよい物件は、
ないでしょうか？

まずは、ひの太さんの生活
や困っていることを
お聞かせください

相談員

相談後、相談員が動きます！

ひの太さんは、安心して
暮らせるには、△△の支援
サービスが必要かなあ

入居希望の方がいます。
よい物件があるか教えて
ください

いいですよー

ふどーさん
ふくしさん

△△の条件でサービス提供
できるか確認させてください

わかりました

ひの太さんは、
新しい住まいで安心して暮らし始めることができました。

ひの太さん、最近
いきいきしているね

ああ・・・
いい住まいが見つかってよかったあ

住まい探しでお困りの方、
社会福祉協議会にご相談
ください。日野市の事業で
相談は無料です。

相談窓口のご案内

ご利用の際は、
事前の予約をお願いします。



相談員

予約受付窓口

日野市社会福祉協議会

電話：050-3537-5765

時間：平日8時30分～17時15分

相談日時

毎週木曜日の午後

相談場所

日野市役所

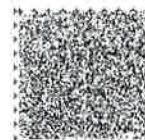
3階都市計画課窓口

(住所：日野市神明1-12-1)

あんしん住まいの日野の事業は、
平成30年度日野市居住支援協議会
住宅セーフティネット相談事業として実施します。

SPコード(音声案内)

SPコードは、文字情報を音声で
聴くことができる2次元コードで
す。対応の読取装置や、無償で配
布されているスマートホンのアプ
リで読み取ることで、ここに記載
されている主な内容を音声でお伝
えます。



※この内容は、相談対応のイメージです。
相談者の安定した暮らしにつながるよう努めていきます。

相談窓口の詳細は、裏面をご覧ください

平成30年度

日野市居住支援協議会住宅セーフティネット相談事業「あんしん住まいる日野」について

●事業実施の背景

日野市では、民間賃貸住宅の入居に関してお困りの住宅確保要配慮者(※1参照。以下「要配慮者」)の方々が、円滑に入居し、入居後も安定した暮らしを営めるように、平成29年3月27日に、日野市、不動産関係団体、福祉関係団体(※2)が、連携し、「日野市居住支援協議会(以下「協議会」)」を設立しました。協議会では、民間賃貸住宅の家主、不動産事業者の方々が、要配慮者の入居を拒まず、安心して貸してもらえような体制づくりなどの検討を進め、この度、要配慮者の方々が相談できる窓口を開設することとなりました。

●事業の目的

住宅相談窓口を設置し、相談にきた要配慮者(以下「相談者」)にとって必要となる居住支援または生活支援サービスの案内と併せて、不動産事業者の方々(※3参照。以下「協力店」)からの物件情報提供に基づき、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援していきます。また、相談者のニーズなどを把握して、入居に至らない場合は、その要因を整理し、課題解決の方法などの検討ができる体制を整え、住宅セーフティネット機能の強化を図っていきます。

●事業内容

この相談事業は、協議会が、日野市社会福祉協議会(以下「日社協」)に委託する事業です。日社協が相談窓口を設け、市内に居住する要配慮者からの個別相談に応じ、居住支援・生活支援サービスのご案内や民間賃貸住宅の物件情報の提供などを行っていきます。

<相談期間> 平成30年6月7日から平成31年3月28日までの毎週木曜日(1月3日を除く。)

<相談日数> 42日

<相談時間> 以下に指定する時間で1日3回、個別相談を行います。

13:00~14:00、14:30~15:30、16:00~17:00

場所は、日野市役所本庁舎内会議室(住所:神明1-12-1)

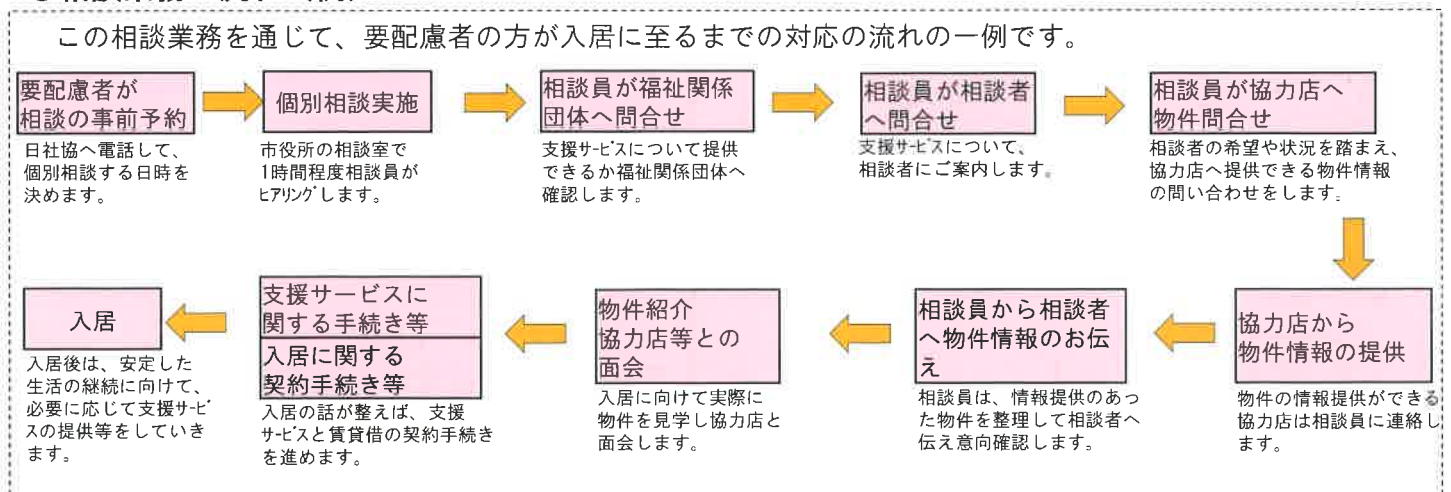
※日社協へ事前予約を行ったうえで指定された日時に、3階都市計画課窓口までお越しください。

●対象者

市内に居住する要配慮者で、この相談事業を通じて引き続き市内に居住を希望する方。

●相談業務の流れ(例)

この相談業務を通じて、要配慮者の方が入居に至るまでの対応の流れの一例です。



<用語解説>

※1: 住宅確保要配慮者とは住宅セーフティネット法に定められた言葉で、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育てをする者(ひとり親世帯)、外国人、中国残留邦人等、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入居者等、DV被害者、犯罪被害者等、帰国被害者、保護観察対象者、その他生活困窮者等が該当します。

※2: 福祉関係団体とは医療介護保険サービスや見守りなどの生活支援サービスを提供する社会福祉法人、NPO法人などを想定しています。

※3: 協力店とは不動産事業者のうち、この相談業務に係る要配慮者の希望に応じた物件の問合せに協力する事業者を指します。